監　第　２２２－１号
令和８年11月６日

今　治　市　長　　徳　永　繁　樹　様

今治市議会議長　　達　川　雄　一　郎　様

今治市監査委員　　木　原　盛　展
同　　近　藤　　博

監査結果の報告の提出について

地方自治法第 199 条第４項の規定に基づく令和８年度の定期監査を、今治市監査基準に準拠して実施したので、その結果に関する報告を同条第９項の規定により次のとおり提出する。

１　監査の種類　　定期監査

２　監査の対象　　出納室
消防本部
総務課、予防課、警防課

３　監査の期間　　令和８年９月４日～令和８年11月６日

４　監査の着眼点及び主な実施内容

令和７年度における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最小の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかを着眼点とし、関係諸帳簿、書類及び支払証拠書類等の提出を求めるとともに、関係職員から説明を聴取するなどして監査を実施した。

５　監査の結果

監査を実施した結果、概ね適正に処理されていたが、事務執行の一部において改善等を要する事項が見受けられた。各課の事務分掌、指摘事項等については、次のとおりである。

出　納　室

【事務分掌】

(1)　現金(現金に代えて納付される証券及び基金に属する現金を含む。)及び有価証券(公有財産又は基金に属するものを含む。)の出納及び保管に関すること。

(2)　資金の運用に関すること。

(3)　小切手の振出しに関すること。

(4)　現金の記録管理に関すること。

(5)　出納に関する諸証書の保管に関すること。

(6)　出納員及び分任出納員の事務取扱いに関すること。

(7)　支出負担行為の確認に関すること。

(8)　支出命令の審査に関すること。

(9)　決算の調製に関すること。

(10)　指定納付受託者の指定に関すること。

【指摘事項等】

（意見）

1　令和７年度以降、他部署の定期監査（出先機関等監査を含む。）において、分任出納員及び現金取扱員の発令等に係る指摘が散見される状況である。まずは各部署において漏れなく正確な手続きを行うことが基本であるが、出納室においてもこれを促進するために必要な対策を検討の上、実施されたい。

2　基金の運用について、債券運用を拡大する方向で準備が行われているが、今後も計画に沿って、より効果的な運用が可能となるよう取組を進められたい。

消　防　本　部　総　務　課

【事務分掌】

(1)　公印の管理に関すること。

(2)　組織及び企画に関すること。

(3)　条例、規則及び規程に関すること。

(4)　文書の収受及び発送に関すること。

(5)　儀式及び消防表彰に関すること。

(6)　消防統計に関すること。

(7)　職員の服務に関すること。

(8)　職員の階級に関すること。

(9)　職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関すること。

(10)　職員の研修及び教養に関すること。

(11)　職員の被服貸与品の支給に関すること。

(12)　職員の安全衛生管理に関すること。

(13)　職員の福利厚生に関すること。

(14)　職員の公務災害に関すること。

(15)　消防職員委員会に関すること。

(16)　消防施設の維持管理に関すること。

(17)　財産の取得及び処分の手続並びに管理に関すること。

(18)　予算及び決算の調整に関すること。

(19)　消防手数料の徴収に関すること。

(20)　消防団の組織及び施設の整備に関すること。

(21)　その他消防団事務に関すること。

(22)　関係諸機関との連絡調整に関すること。

(23)　職員のハラスメント対策に関すること。

【指摘事項等】

（指摘）

1　収納した歳入金について、収納日の翌営業日午前 10 時までに指定金融機関等に払い込みが出来ていないものが見受けられたため、今治市会計規則に基づき、適切に事務執行されたい。

（意見）

1　消防職員の新規採用について、本年度の採用試験においては必要な採用人数を概ね確保できているものの、応募者数は募集人員を大きく上回る状況には至っていない。今後も優秀な人材を継続的に確保していくためには、受験者層の拡大が重要であることから、従来の募集活動に加え、例えば、高校生への働きかけや学校訪問など、採用広報の充実を図り、人材確保に積極的に取り組まれたい。

消　防　本　部　予　防　課

【事務分掌】

(1)　火災予防の指導及び広報広聴に関すること。

(2)　防火管理者及び自衛消防隊の育成指導に関すること。

(3)　危険物製造所等の許可、認可及び検査並びに取締りに関すること。

(4)　石油コンビナート等災害防止法(昭和 50 年法律第 84 号)に基づく届出等に関すること。

(5)　建築許可等の消防同意事務に関すること。

(6)　予防査察の総括に関すること。

(7)　防火対象物の消防用設備等に関すること。

(8)　防火対象物関係の台帳の整理保管に関すること。

(9)　火災予防条例(平成 17 年今治市条例第 268 号)に関すること。

(10)　消防法(昭和 23 年法律)第 9 条の 3 に基づく届出に関すること。

(11)　住宅防火に関すること。

(12)　高圧ガス保安法(昭和 26 年法律第 204 号)に基づく消費者に対する立入検査に関すること。

(13)　液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和 42 年法律第 149 号)に基づく液化石油ガス施設工事の届出に関すること。

(14)　火薬類取締法(昭和 25 年法律第 149 号)に関すること。

(15)　火災調査事務に関すること。

(16)　火災調査技術の研修及び指導に関すること。

(17)　火災の統計に関すること。

(18)　その他予防業務に関すること。

【指摘事項等】

(指摘)

1　職員の勤務に関する事務について、以下のような事例が見受けられたので、人事課発出文書に沿って適正に事務処理されたい。

(1) 出勤簿の手入れが出来ていないもの

(2) 休暇願が未決裁となっているもの

(3) 休日勤務の代休が未取得のもの

２　収納した歳入金について、収納日の翌営業日午前 10 時までに指定金融機関等に払い込みが出来ていないものが見受けられたため、今治市会計規則に基づき、適切に事務執行されたい。

（意見）

１　林野火災注意報・警報発令中における違反行為に対し、その重大性や危険性、これまでの指導歴等を総合的に判断した上で厳格な対応に努められたい。

消　防　本　部　警　防　課

【事務分掌】

(1)　消防装備の維持管理に関すること。

(2)　救急事務に関すること。

(3)　救助事務に関すること。

(4)　メディカルコントロール体制推進事務に関すること。

(5)　応急手当普及啓発事務に関すること。

(6)　応援協定に関すること。

(7)　緊急消防援助隊事務に関すること。

(8)　消防水利に関すること。

(9)　排出油防除計画に関すること。

(10)　警防計画の策定に関すること。

(11)　今治市消防団今治方面隊事務に関すること。

(12)　特殊災害(NBC 災害を含む。)事務に関すること。

(13)　救急及び救助の統計に関すること。

(14)　通信指令事務に関すること。

(15)　消防通信に関すること。

(16)　災害情報の収集及び伝達に関すること。

(17)　気象観測及び気象情報に関すること。

(18)　通信指令設備の整備及び維持管理に関すること。

(19)　消防用無線設備の整備及び維持管理に関すること。

(20)　その他警防及び通信事務に関すること。

【指摘事項等】

(指摘)

1　職員の勤務に関する事務について、以下のような事例が見受けられたので、人事課発出文書に沿って適正に事務処理されたい。

(1) 出勤簿の手入れが出来ていないもの

(2) 時間外勤務命令簿の記載不備

(3) 休日勤務の代休手続の記載に不備があるもの

（意見）

1　準公金を含む通帳管理について、職員の責任や負担を減らすため、職員のサポートも継続していくことも伝えつつ、団体への返還に向けて取り組まれたい。